

熊本県選挙管理委員会告示第 14 号

平成 15 年 4 月 13 日執行の熊本県議会議員一般選挙に用いる投票用紙の様式は、次のとおりである。

平成 15 年 4 月 4 日

熊本県選挙管理委員会
委員長

宮 本 卓 治

こうほしゃしめい 候補者氏名	一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。	平 成 十 五 年 執 行 熊 本 県 議 会 議 員 一 般 選 挙 投 票
	○ 注 意	熊 本 県 選 挙 管 理 委 員 会 之 印

備考

- 1 規格は、縦 13 センチメートル，横 9 センチメートルとする。
- 2 紙の色は、クリーム色とする。
- 3 文字は、黒色とする。
- 4 「熊本県選挙管理委員会之印」は刷り込みとする。

熊本県選挙管理委員会告示第 15 号

平成 15 年 4 月 13 日執行の熊本県議会議員一般選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することのできる日は、次のとおりである。

平成 15 年 4 月 4 日

熊本県選挙管理委員会
委員長

宮 本 卓 治

平成 15 年 4 月 4 日

熊本県選挙管理委員会告示第 16 号

平成 15 年 4 月 13 日執行の熊本県議会議員一般選挙において、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 197 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら同法第 141 条第 1 項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者及び専ら手話通訳のために使用する者に限る。）に対し支給することができる報酬の最高額は、次のとおりである。

平成 15 年 4 月 4 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 宮 本 卓 治

- 1 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額
 - イ 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - ロ 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - ハ 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
 - ニ 宿泊料 （食事料2食分を含む。） 1夜につき 12,000 円
 - ホ 弁当料 1食につき 1,000 円、1日につき 3,000 円
 - ヘ 茶菓料 1日につき 500 円
- 2 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額
 - イ 基本日額 10,000 円以内
 - ロ 超過勤務手当 1日につき基本日額の5割以内
- 3 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額
 - イ 鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれ第1号イ、ロ及びハに掲げる額
 - ロ 宿泊料（食事料を除く。） 1夜につき 10,000 円
- 4 選挙運動に従事する者に対し支給することができる報酬の額
 - イ 選挙運動のために使用する事務員 1人1日につき 10,000 円以内
 - ロ 専ら同法141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者 1人1日につき 15,000 円以内
 - ハ 専ら手話通訳のために使用する者 1人1日につき 15,000 円以内

熊本県選挙管理委員会告示第17号

平成15年4月13日執行の熊本県議会議員一般選挙における開票の事務と選挙会の事務は併せて行わないものとする。

平成15年4月4日

熊本県選挙管理委員会

委員長 宮 本 卓 治

